

青森市霊園条例(平成十七年条例第二百十三号)新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条～第十八条 (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第十九条 霊園の管理は、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成十七年青森市条例第三十号)に基づき市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、これを<u>行わせることができる</u>。</p> <p>第二十条～第二十二条 (略)</p>	<p>第一条～第十八条 (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第十九条 霊園の管理は、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成十七年青森市条例第三十号)に基づき市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、これを<u>行わせる</u>_____。</p> <p>第二十条～第二十二条 (略)</p>